

【第66条（火を使用する設備等の設置の届出）】

（火を使用する設備等の設置の届出）

第66条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、設置の位置、構造その他火災予防上必要な事項を所轄消防署長に届け出なければならない。

- （1）熱風炉
- （2）多量の可燃性のガス又は蒸気を発生する炉
- （3）前号に掲げるもののほか、据付面積2平方メートル以上の炉（個人の住居に設けるものを除く。）
- （3）の2 同一厨房室内に設ける厨房設備の入力の合計が350キロワット以上となる厨房設備
- （4）入力70キロワット以上の温風暖房機（風道を使用しないものにあつては、劇場等及びキャバレー等に設けるものに限る。）
- （5）ボイラー又は入力70キロワット以上の給湯湯沸設備（個人の住居に設けるもの又は労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）第1条第3号に定めるものを除く。）
- （6）乾燥設備（個人の住居に設けるものを除く。）
- （7）サウナ設備（個人の住居に設けるものを除く。）
- （7）の2 入力70キロワット以上の内燃機関によるヒートポンプ冷暖房機
- （8）火花を生ずる設備
- （8）の2 放電加工機
- （9）高圧又は特別高圧の変電設備（全出力50キロワット以下のものを除く。）
- （10）急速充電設備（全出力50キロワット以下のものを除く。）
- （11）燃料電池発電設備（第12条の2第2項又は第4項に定めるものを除く。）
- （12）内燃機関を原動力とする発電設備のうち、固定して用いるもの（第16条第4項に定めるものを除く。）
- （13）蓄電池設備（蓄電池容量が20キロワット時以下のものを除く。）
- （14）設備容量2キロボルトアンペア以上のネオン管灯設備
- （15）水素ガスを充填する気球

2 前項の位置及び構造等を変更しようとするときは、所轄消防署長に届け出なければならない。

※ 改正経過：制定〔昭和37年条例第31号〕、全部改正〔昭和48年条例第34号〕、一部改正〔昭和55年条例第39号〕、一部改正〔昭和59年条例第55号〕、一部改正〔平成4年条例第9号〕、一部改正〔平成11年条例第8号〕、一部改正〔平成17年条例第51号〕、一部改正〔令和2年条例第58号〕、一部改正〔令和5年条例第43号〕

【趣旨】

本条は、第3章第1節に規定する「火を使用する設備及びその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備」（以下、本条【趣旨】及び【解説】において「火気設備」という。）のうち、火災危険の大きい火気設備の位置、構造その他火災予防上必要な事項の届出（第1項関係）及び当該火気設備の位置及び構造等の変更に係る届出（第2項関係）について定めたものである。

【解説】

1 熱風炉並びに多量の可燃性のガス又は蒸気を発生する炉に係る届出等（第1号及び第2号関係）

- （1）本号に掲げる設備を設置する場合は、当該設備を設置する場所の区を管轄する消防署に対し、規則様式11の届出書を提出する。
- （2）届出書の提出を受けた消防署では、設置場所、構造、建物室内構造、燃料槽等の構造、非常警報装置又は熱源自動停止装置、その他必要な設備、消火設備のうち、該当する項目について必要な調査を行う。

【第66条（火を使用する設備等の設置の届出）】

- 2 第2号に掲げるもののほか、据付面積2平方メートル以上の炉（個人の住居に設けるものを除く。）に係る届出等（第3号関係）
 - (1) 届出等の概要については、1のとおりである。
 - (2) 本号の「据付面積」とは、当該設備を据え付けた場合における水平投影面積をいう。据付面積を基準に炉の設置届出の対象を定めたのは、炉の規模、当該設備の火災危険性は、据付面積におおむね集約できるからである。
- 3 同一厨房室内に設ける厨房設備の入力の合計が350キロワット以上となる厨房設備に係る届出等（第3号の2関係）

届出等の概要については、1のとおりである。
- 4 入力70キロワット以上の温風暖房機（風道を使用しないものにあつては、劇場等及びキャバレー等に設けるものに限る。）に係る届出等（第4号関係）
 - (1) 届出等の概要については、1のとおりである。
 - (2) 温風暖房機（第3条の4）は、その位置、構造及び管理の基準として第3条第3項を準用しているため、同一場所に2以上の温風暖房機を設置する際、屋内にあつては相互距離が5メートル以内、屋外にあつては3メートル以内に設置する場合は、当該機器の入力を合算して70キロワット以上になると届出の対象となるので留意する。
- 5 ボイラーに係る届出等（第5号関係）
 - (1) 届出等の概要については、1のとおりである。
 - (2) 労働安全衛生法施行令第1条第3号に定めるボイラーを設置する場合は、労働安全衛生法第88条の規定により、ボイラー設置届及び関係書類を添えて、その事業場の所在地を管轄する労働基準監督署長あてに提出することになっている（ボイラー及び圧力容器安全規則第10条関係）。
 - (3) JIS S3021（油だき温水ボイラー）に該当する機器は、その適用範囲が使用水頭圧10メートル以下となっており、貯湯部が大気圧（0.098メガパスカル）以上にならないため、給湯湯沸設備として取り扱うこととしている。よって本号の届出には該当しないため、留意する（第4条【解説】参照）。
- 6 入力70キロワット以上の給湯湯沸設備に係る届出等（第5号関係）
 - (1) 届出等の概要については、1のとおりである。
 - (2) 給湯湯沸設備（第12条）は、その位置、構造及び管理の基準として第3条第3項を準用しているため、同一場所に2以上の給湯湯沸設備を設置する際、屋内にあつては相互距離が5メートル以内、屋外にあつては3メートル以内に設置する場合は、当該機器の入力を合算して70キロワット以上になると届出の対象となるので留意する。
- 7 乾燥設備（個人の住居に設けるものを除く。）に係る届出等（第6号関係）

届出等の概要については、1のとおりである。
- 8 サウナ設備（個人の住居に設けるものを除く。）に係る届出等（第7号関係）
 - (1) 届出等の概要については、1のとおりである。
 - (2) 対流・遠赤外線放射併用型装置及びその他の放射器については、国際電気規格（60335-2-53）に準拠した試験データを添付する。
 - (3) 国際電気規格（60335-2-53）により認証を受けたものをその認証どおりに設置しようとするときは、その認証データを添付する。
- 9 入力70キロワット以上の内燃機関によるヒートポンプ冷暖房機に係る届出等（第7号の2関係）

届出等の概要については、1のとおりである。
- 10 火花を生ずる設備に係る届出等（第8号関係）

届出等の概要については、1のとおりである。
- 11 放電加工機に係る届出等（第8号の2関係）

届出等の概要については、1のとおりである。

12 高圧又は特別高圧の変電設備（全出力50キロワット以下のものを除く。）に係る届出等（第9号関係）

- (1) 「高圧」とは、直流では750ボルト、交流では600ボルトを超え、7,000ボルト以下の電圧をいう。
- (2) 「特別高圧」とは、7,000ボルトを超える電圧をいう。
- (3) 高圧又は特別高圧の変電設備（全出力50キロワット以下のものを除く。）を設置する場合は、当該設備を設置する場所の区を管轄する消防署に対し、規則様式12の届出書を提出する。
- (4) 消防長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式変電設備を設置する場合で、（一社）日本電気協会の審査を受けた認定品又は推奨品（第15条【解説】参照）以外の変電設備を設置する場合は、(3)による届出の際、「消防長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式変電設備・チェック表」を当該届出書に添付する。
- (5) 届出書の提出を受けた消防署では、位置・構造、周囲の保有空間、換気設備、絶縁抵抗及び接地抵抗値、消防用設備等又は特殊消防用設備等、標識その他のうち、該当する項目について必要な調査を行う。

13 急速充電設備（全出力50キロワット以下のものを除く。）に係る届出等（第10号関係）
届出等の概要については、12のとおりである。

14 燃料電池発電設備（第12条の2第2項又は第4項に定めるものを除く。）に係る届出等（第11号関係）
届出等の概要については、12のとおりである。

15 内燃機関を原動力とする発電設備のうち、固定して用いるもの（第16条第4項に定めるものを除く。）に係る届出等（第12号関係）

- (1) 届出等の概要については、12のとおりである。
- (2) 12(4)については、消防長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式発電設備を設置する場合で、（一社）日本電気協会の審査を受けた認定品（第16条【解説】参照）以外発電設備を設置する場合は、届出の際、「消防長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式発電設備・チェック表」を当該届出書に添付する。

16 蓄電池設備（蓄電池容量が20キロワット時以下のものを除く。）に係る届出等（第13号関係）

- (1) 届出等の概要については、12のとおりである。
- (2) 12(4)については、消防長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式蓄電池設備を設置する場合で、（一社）日本電気協会の審査を受けた認定品又は（一社）電池工業会の試験に合格した適合品（第17条【解説】参照）以外の蓄電池設備を設置する場合は、届出の際、「消防長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式蓄電池設備・チェック表」を当該届出書に添付する。

17 設備容量2キロボルトアンペア以上のネオン管灯設備に係る届出等（第14号関係）

- (1) ネオン管灯設備（設備容量2キロボルトアンペア以上のものに限る。）を設置する場合は、当該設備を設置する場所の区を管轄する消防署に対し、規則様式13の届出書を提出する。
- (2) 届出書の提出を受けた消防署では、位置（取付場所）、ネオントランス、点滅設備、取付材・支わく等、周囲の状況、消火設備のうち、該当する項目について必要な調査を行う。

18 水素ガスを充填する気球に係る届出等（第15号関係）

- (1) 水素ガスを充填する気球を設置する場合は、当該設備を設置する場所の区を管轄する消防署に対し、規則様式14の届出書を提出する。
- (2) 届出書の提出を受けた消防署では、消火設備、周囲の状況、その他必要事項について必要な調査を行う。